

議案第238号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵施設等の設置の許可に係る完成検査に関する手数料について、減額の対象となる施設等を追加する必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第5 10の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「係るもの」の次に「又は同法第39条の22第1項後段の規定により認定高度保安実施者が自ら完成検査を行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認したもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。